

作成日 令和7年12月24日

令和8年度 施行

地域活動支援センター事業委託 その1

（健康福祉課障がい福祉係）

公示用

地域活動支援センター事業委託 その1

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
人件費		12	月		
車両費		12	月		
光熱水費		12	月		
事務費		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

別紙

業務処理仕様書

1 業務の目的

障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会参加の場とするとともに、地域社会との交流の促進を目的とする

2 業務の内容

- (1) 障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供すること
- (2) 障がい者に地域社会との交流の機会を提供すること
- (3) 送迎サービス

3 業務の対象者

- (1) 芽室町内に在住し、住民台帳法に基づき住民登録されている18歳以上の者
- (2) 芽室町外に在住する者のうち、介護給付費等の障害福祉サービスの支給決定を芽室町が行っている18歳以上の者

4 業務の実施方法等

- (1) 芽室町地域生活支援事業の実施に関する条例及び芽室町地域活動支援センター事業に関する規則を遵守して行う。
- (2) 業務中の事故等については本人の過失を除き、受託者がその責任を負う。
- (3) 地域活動支援センター事業の利用者状況集計表及び利用者状況を四半期毎に処理し、委託料請求と合わせて報告する。